

高齢者はなぜ狙われやすい？ ⚠️ 思いあたることはありませんか？

# こんな トラブルにご用心

消費生活お知らせ版

振り込め詐欺・悪質商法の現状



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

## アポ電（なりすまし・ かたり電話）



国や自治体、公的機関、有名企業、家族などの名をかたり、家族構成や資産状況を聞いたり所在確認をしたりする電話を「アポ電」と言います。アポ電によって相手に個人情報を知られると、悪質商法や還付金詐欺などのきっかけにもなるので注意が必要です。

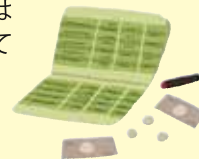
## 日中「ひとりで家にいる」 ことが多い

高齢者は、日中ひとりで在宅していることが多いので、悪質な業者は「誰にも相談できない状況」を狙って、訪問販売や電話勧誘をします。



## 「貯蓄」や「財産」があると 思われている

高齢者には退職金や、積み上げてきた「貯蓄」「財産」があると思われています。悪質な業者はその「蓄え」を狙っているのです。



## 生活費や健康面に対する 「不安」を利用する

高齢者の多くが感じている生活費や健康面に対する不安を利用して、「貯蓄を増やせる」「不調が治る」などと言って勧誘をします。



## 親切を装って 「孤独感」に付け込む

近所づきあいの少ない高齢者は、人と話す機会があまりないので、親切な言葉をかけられると、つい話を熱心に聞いてしまうことが多いようです。



## 一回だけの「お試し購入」を申し込んだはずなのに…

購入の決め手にした「初回無料」や「特価」等の特典の適用には、「一定期間の定期購入」等の契約条件があることもあります。中には、契約条件等の表示を意図的に見づらくして誤認を誘う悪質なサイトもあります。

※契約条件を慎重に確認した上で申し込みましょう。

## 紛らわしいネット広告に注意！

利用者が閲覧したサイトや検索履歴の情報に基づき分析し、利用者の興味や関心に絞った内容を表示する「ターゲティング広告」もあれば、セキュリティなど多くの人に関心を持ちやすい内容を扱うネット広告もあります。

中には意図しない購入・契約に誘導する広告が紛れていて、トラブルとなることもあります。

※安易にタップ（クリック）しないようにしましょう。

## 貴金属の買い取りトラブル

- ・自宅に電話がかかってきて、いらないものは何でも「買い取ります」「引き取ります」と言われた。
- ・実際に自宅に来ると金などのアクセサリはないかと言われ、怖くなって壊れた18金のネックレスを出すと1,000円で買い取って行った。

※8日以内であればクーリング・オフが可能です。

## 点検商法

白アリ駆除、耐震工事、屋根工事、浄水器、床下換気扇などの無料点検を装って家庭を訪問し、でまかせを言って不要な工事をしたり、高額な商品を買わせようとする場合があります。

※見知らぬ人を、家の中に入れてないようにする。工事が必要だといわれても、必ず別の業者にも見積りを取り相談しましょう。



## 利殖商法

「確実に値上がりする」「必ずもうかる」などと、高い利益率を強調して投資や出資を勧誘する手口です。

会社を退職したので、老後の資金を増やしたいと考え、退職金をはたいて仮想通貨に多額の投資をしてしまいました。

ネット上で決済や送金ができる仮想通貨が注目されていることから、その投資的な性格を悪用する詐欺の手口がみられます。

「絶対にもうかる」「値上がり確実」な利殖はありません。利益ばかりを強調する投資や暗号資産（仮想通貨）、未公開株、社債などの勧誘は、詐欺を疑いましょう。もうかるどころか、業者と連絡がとれなくなり、支払ったお金さえ戻ってこないケースがほとんどです。

※絶対にもうかる話などありえません。巧みな勧誘の言葉に惑わされないよう、慎重に判断しましょう。

## 「催眠（SF）商法」の手口

「粗品」の配布等をダシに別会場へ誘ってくることも…

巧みな話術や異様な雰囲気以一种の催眠状態にして、会場にいる人の購入意欲を煽り、高額商品の購入契約等をさせます。

不本意な契約は泣き寝入りしない！

# クーリング・オフの利用方法

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な販売方法で、消費者が冷静な判断をできないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件に解除できる制度です。販売業者に書面で通知することにより、支払った代金は全額返金され、違約金や返品のための送料なども発生しません。

## 《クーリング・オフが可能な取引と期間》

訪問販売	電話勧誘販売	訪問購入
点検商法、かたり商法など 8日間 	送りつけ商法など 8日間 	押し買いなど（貴金属・宝石・着物など） 8日間 
催眠療法、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど 8日間 	マルチ商法、内職商法、モニター商法など 8日間 	エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど 8日間 

## 《クーリング・オフが不可のもの》

訪問販売・電話勧誘販売で ただし、商品やサービスが未提供、または代金が3,000円未満の現金取引の場合 未払いの場合はクーリング・オフが可能

店舗・営業所での契約 消費者が自分から店舗に足を運んだり、業者を呼んで契約した場合

通信販売 カタログ、ダイレクトメッセージ、テレビショッピング、ネットショッピングなど

使用してしまった消耗品 化粧品や健康食品などの消耗品で、商品の全部または一部を使用した場合

自動車（二輪車を除く） 自動車の購入やリース

葬儀 葬儀の契約

## 【手順】

- ①ハガキに契約解除の旨を記載し、両面をコピーして控えを残します。
  - ②送ったことが証明できるように郵便局窓口から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出します。
  - ③支払ったお金は全額返済されます。商品の引取料は業者負担となります。
- ※インターネット通販はクーリング・オフはできません。

## 書き方の例

郵便はがき  
〒□□□□□□

〇〇販売株式会社 御中  
〇〇市〇〇町〇〇番地

**契約解除の通知書**

契約年月日 〇〇年〇月〇日  
商 品 名 〇〇〇〇〇〇  
契 約 金 額 〇〇〇〇〇〇円  
販 売 会 社 名 〇〇販売株式会社  
担 当 者 名 〇〇〇〇

上記契約を解除します。  
すみやかに未払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品をお引き取りください。

〇〇年〇月〇日  
(契約者住所)  
(契約者氏名)

## 通信販売のトラブル

「代金を振り込んだのに商品が届かない」「不良品なのに交換してくれない」「一回だけの購入のつもりが、定期購入になっていた」などの相談が増えています。通信販売は便利ですが、実際に見たり、説明を聞いたりできないため、買い物にはより慎重になる必要があります。

### 対策

- ①広告の情報を隅々まで確認し、納得してから注文しましょう。
- ②購入前に「返品特約（返品の可否・条件・返品送料の有無など）」を必ず確認しましょう。
- ③販売業者名や住所・電話番号がしっかり記載されていない、他店と比較して極端に安い、前払いしか選択できないなど、少しでも不安な要素がある業者は利用しないようにしましょう。

高齢者の皆さんと一緒にやってみましょう。

# だまされやすさ心理チェック

作成：静岡立大学 准教授 西田公昭

あてはまる項目に○をつけてください。



<p><b>1</b> 自分のまわりにあまり悪い人はいないと思う</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>2</b> 相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>3</b> たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う</p> <input type="checkbox"/>
<p><b>4</b> 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>5</b> 有名人や肩書きのある人の言うことは、つい信用してしまう</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>6</b> 人からすすめられると断れない方だ</p> <input type="checkbox"/>
<p><b>7</b> 迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>8</b> 実際、身近に相談できる人があまりいない</p> <input type="checkbox"/>	<p><b>9</b> しっかり者だと思われたい</p> <input type="checkbox"/>

合計  個

このチェックは、高齢者の皆さんと一緒にやってみましょう。あてはまる項目に○をつけてください。合計  個。消費生活センターのホームページで詳しく説明されています。

## 困ったときは迷わず相談しましょう！

「クーリング・オフしたいけどどうしたらいいの」「買ったものが壊れていたのに返品できないって言われて困っている」「タップしたら請求画面が出たんだけどどうしよう」など、消費生活で困ったことや心配なことがあったら、消費者ホットラインに電話しましょう。（最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります。）

消費者  
ホットライン

☎188 (局番なし)

※一部のIP電話からは利用できません。

架空請求や詐欺

警察総合相談

☎#9110

ダイヤル回線、IP電話では使えません。土日、祝日及び夜間は「当直に接続」または、「留守番案内」のいずれかになります。

法的なトラブルや多重債務の相談

法テラス

☎0570-078-374

受付 平日9時～21時  
土曜9時～17時

クレジット契約に関するトラブル

日本クレジット協会消費者相談室

☎03-5645-3361

受付 平日10時～12時  
13時～17時

## NPO法人 消費者市民ネットおきなわ

沖縄県那覇市字安里45番地 久米国鼎会館4階  
電話/FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp

令和元年度沖縄県消費者行政強化補助金事業で作成されています